

## ふくいローカルフードプロジェクト事務局運營業務委託 公募要領

### 1 目的

ふくいローカルフードプロジェクトは、地域食品産業連携プロジェクト推進事業補助金交付等要綱(2食産第6806号令和3年3月29日農林水産事務次官依名通知)(以下「国要綱」という)に基づき、地域の農林水産物を有効活用するため、県が地域の食品産業を中心とした多様な関係者それぞれの経営資源を結集するプラットフォームを設置し、地域の社会課題解決と経済性が両立する新たなビジネスを継続的に創出する仕組みの構築を推進することを目的とする。

本県は国要綱に則り、解決すべき社会課題を「食文化の損失」と位置づけ、この課題解決の一助となりつつ、地域経済に利益を創出する商品開発を推進する。

令和6年度は本県の食文化の継承につながる商品開発に複数事業者が取り組み、開発される商品により継承が厳しくなった食文化を残していく食文化のビジネス化を目指す。

### 2 企画提案書を募集する委託業務内容

- (1) 業務名 ふくいローカルフードプロジェクト事務局運營業務(以下、「本業務」という。)
- (2) 委託内容 別添仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和7年2月28日まで
- (4) 委託上限額 3,600千円(消費税及び地方消費税を含む)

### 3 応募資格要件

企画提案を応募できるものは、次に掲げる要件のすべてを満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 参加資格認定の日において、現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 参加資格認定の日において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、または、破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (4) 福井県のすべての県税ならびに消費税、地方消費税において未納がない者であること。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える

- 目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供用するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）および宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でないこと。
- (7) 企画提案審査会前3年間における団体の事業等において、刑法等の重大な法令に違反して処罰等を受けていないこと。
- (8) 福井県に所在地を持つこと。
- (9) その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること。

#### 4 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 前記3応募資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 見積書の金額が、委託契約金額の上限を超える場合
- (3) 期限までに資料が提出されない場合
- (4) 提出資料に虚偽の記載があった場合
- (5) 著しく信義に反する行為があった場合
- (6) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (7) 企画提案書等の記載内容が、法令違反など、著しく不適当な場合
- (8) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (9) 書類に不備がある場合（軽微な場合を除く。）

#### 5 スケジュール

令和6年	4月23日（火）	公募開始
令和6年	5月8日（水）	参加申込書等の提出期限
令和6年	5月15日（水）	企画提案書等の提出期限
令和6年	5月22日（水）（予定）	企画提案審査会
令和6年	5月下旬（予定）	委託先候補者の決定、通知
令和6年	5月下旬（予定）	協議、契約

## 6 提出書類に関する事項

### (1) 公募資料の交付

① 交付期間	令和6年4月23日(火)～4月30日(火) 手交の場合は、上記期間の平日9時から17時まで
② 交付場所	福井県農林水産部中山間農業・畜産課 (福井県福井市大手3丁目17番1号)
③ 交付資料	ア 公募公告 イ 公募要領 ウ 委託契約書(案) エ 仕様書
④ 交付方法	上記の場所での手交または福井県農林水産部中山間農業・畜産課のホームページに掲載しているデータのダウンロードのいずれかの方法による。

### (2) 質問の受付および回答

① 受付期間	令和6年4月23日(火)～4月30日(火) 9時から17時の間
② 提出先	福井県農林水産部中山間農業・畜産課 (福井県福井市大手3丁目17番1号)
③ 提出方法	質問書(別紙様式1)により、電子メールまたはFAXで送信すること
④ 回答方法	質問者には電子メールまたはFAXで4月30日(火)から5月2日(木)の間に順次、回答を送信する。なお、質問の内容によっては、参加申込書の提出者全員に回答を送付する。軽微な質問については、口頭により回答する場合がある。

### (3) 参加申込書等の提出および結果の通知

① 提出期限	令和6年5月8日(水) 17時(必着)
② 提出方法	持参または郵送 郵送の場合は、書類の収受に争いが生じないよう配達記録の残る書留郵便等にする事。 持参の場合は9時から17時の間に受け付ける。(土日祝は除く。)
③ 提出先	福井県農林水産部中山間農業・畜産課 (福井県福井市大手3丁目17番1号)
④ 提出書類	ア 企画提案参加申込書(別紙様式2) イ 応募資格誓約書(別紙様式2-2) ウ 企画提案参加事業者の会社概要、事業内容等が分かる書類(様式任意) エ 直近2期分の決算報告書(貸借対照表および損益計算書)の写し オ 県税に滞納がない旨の証明書 カ 商業登記簿謄本の写しまたは登記事項証明書の写し(これに類するもの) なお、共同企業体にあつては、主たる企業のみで可 キ 過去に実施した同種または類似業務を履行した実績(別紙様式3) ク 共同企業体にあつては、協定書等の写し

⑤ 提出部数	1部
⑥ 結果通知	参加申込書を提出したものについては、応募資格要件を審査し、その結果を令和6年5月9日（木）までに通知する。

(4) 企画提案書等の提出

① 提出期限	令和6年5月9日（木）～5月15日（水）17時（必着）
② 提出方法	持参、郵送、または電子メール。 郵送の場合は、書類の收受に争いが生じないよう配達記録の残る書留郵便等にする事。 持参の場合は9時から17時の間に受け付ける。（土日祝は除く。） 電子メールの場合は、送信後、電話にて着信の確認を行うこと。
③ 提出先	福井県農林水産部中山間農業・畜産課 （福井県福井市大手3丁目17番1号）
④ 提出書類	ア 企画提案書 ※別添仕様書に記載された内容を踏まえ、以下を盛り込むこと。 （ア）基本方針 （イ）構成・参集を予定しているLFPプラットフォームとLFPパートナー ・本県の食文化の継承に向けたローカルフードビジネスとして複数の商品開発が見込まれ、新規のサプライチェーンおよびバリューチェーンの創出が期待されるLFPプラットフォームおよびLFPパートナーを提示し、具体的な事業者名を記載すること（仕様書図1プラットフォーム例を参照）。 ・LFPプラットフォームには農林漁業者、食品加工業者、流通販売業者をLFPパートナーとして加えること。 （ウ）ローカルフードビジネスへの取組みが想定されるLFP補助事業者とその連携体 ・LFP補助事業者の候補として一つの事業実施主体とその事業者が中心となる一次業者、二次業者、三次業者を含む連携体を提示すること。 （LFP補助事業者については、仕様書「3 定義」を参照） （エ）想定されるローカルフードビジネス ・（ウ）において提示するLFP補助事業者とその連携体が取組み新ビジネスの想定を提示すること。 ・新ビジネスの想定はLFPパートナーが食文化の継承につながる商品開発に取り組み、この商品により本県の食文化を残していく食文化のビジネス化につながる取組みであること。 ・想定されるローカルフードビジネスで開発される商品案、目的に記載した県が設定する課題への貢献度を提示すること。 （オ）ローカルフードビジネスへの支援方法 ・ローカルフードビジネスの支援方法（商品開発への指導、助言方法、販路拡大のサポート方法）を提示すること。 イ 業務スケジュール

	ウ 見積書（内訳を含む） ※記載する金額は消費税および地方消費税10%を含んだ金額とする。
⑤ 提出部数	各10部（うち9部は写し可）
⑥ その他	本事業の趣旨・目的を十分理解し、ふくい地域食品連携プロジェクト事務局運営業務委託仕様書に基づき、企画提案書等を作成すること。その際、評価者が正當に企画を評価できるよう、できるだけ平易な用語を使用するよう配慮すること。

(5) その他提出書類に関する留意事項

- ア 質問応答の内容は、必要に応じて応募者全員に周知する場合がある。
- イ 企画提案の一切の経費は、応募者の負担とする。
- ウ 提出された企画提案書等について、県から内容についての質問および補正を命じることがある。
- エ 提出された企画提案書等は返却しない。
- オ プロポーザルで知り得た内容については、無断で使用しない。
- カ 提出された企画提案書等の書類は、審査に必要な範囲内において複製することがある。
- キ 企画提案参加申込書を提出した者が、参加を辞退する場合は、「企画提案参加辞退届出書（別紙様式2-3）」を、審査会実施日の前日（必着）までに、持参または郵送により提出しなければならない。  
なお、企画提案参加を辞退した者は、これを理由として、以降県が実施する他の企画提案募集等について不利益な取り扱いを受けることはない。
- ク 応募者は、企画提案書等の提出をもって、公募要領の記載内容に同意したものとする。

7 委託先候補者の選定

企画提案書およびプレゼンテーションの内容を審査した上で委託先候補者を選定する。

(1) 企画提案審査会の実施

①日 時	令和6年5月22日（水）午後【予定】
②場 所	福井県食品加工研究所【別途通知】
③実施方法	プレゼンテーション
④審査方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 審査委員会において、提出書類及びプレゼン内容を総合的に審査し得点化する。</li> <li>イ 各審査委員の得点を合計し、総得点が最も高いものを委託候補者として選定し、総得点が満点の6割未満の企画提案の参加者については失格とする。</li> <li>ウ 最も高い総得点となる企画提案の参加者が複数であった場合は、その中から各委員の意見を踏まえた上で、委員長の判断により委託候補者を選定する。</li> <li>エ 規格提案の参加者が1者の場合であっても、総得点が6割以上で、かつ県の要求する基準を満たす提案と判断すれば、その者を委託候補者とし</li> </ul>

	て、選定する。 オ 本応募において、県の要求する基準を満たす提案がなかった場合、委託候補の選定は行わず、改めて公募を行うものとする。この場合、今回の企画提案の参加者の再応募は妨げない。
⑤留意事項	ア 提案者の選定に当たり、企画提案書の内容についての説明を求めるところがある。

## (2) 選考結果通知

①通知方法	応募者の代表者（担当者）宛てに電子メールにて通知
②通知予定日	令和6年5月下旬【予定】
③留意事項	ア 選考結果通知については、採否に関わらず全ての本プロポーザル参加者の代表者（担当者）宛に電子メールにて通知する。 イ 審査内容および各事業者の企画提案内容、見積額等については、非公開とし、審査結果に対する異議申し立ては、一切認めない。

## 8 公正な公募の確保

- (1) 応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 応募者は、競争を制限する目的で他の応募者と参加意思および提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 応募者は、委託先候補者の選定前に、他の応募者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 応募者が連合し、または不穏な行動等をなす場合において、企画提案公募を公正に執行することができないと認められるときは、当該応募者を参加させず、または公募の執行を延期し、または取りやめることができる。

## 9 契約

### (1) 契約の締結

福井県は、委託先候補者と企画提案書等の内容をもとに、業務履行に必要な具体的な協議を行う。協議が整った場合に、委託先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。

契約内容および契約保証金については、別に定める契約書（案）のほか、福井県財務規則等関係法令の定めるところによる。

### (2) 契約締結の取消し

委託先候補者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合、または該当していることが判明した場合は、委託先候補者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- ア 前記3応募資格要件を満たさなくなった場合

- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 著しく信義に反する行為があった場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 契約の締結に応じない場合
- カ 財政状況悪化等により、業務履行が確実でない恐れがある場合
- キ その他、社会的信用を損なう行為等により、委託が不可能または不適當となるような事情が生じた場合

## 10 その他留意事項

- (1) この公告に係る一連の手続きおよび業務の契約等に関する手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨とする。
- (2) 当プロポーザルは国庫を財源とした交付金における交付決定前の準備行為であり、交付決定とならない場合は、事業を実施しないことがある。

## 11 問い合わせ先

福井県農林水産部中山間農業・畜産課（県庁8階）

担当 角井、鈴木

住所 福井市大手3丁目17番1号

電話 0776-20-0423 F A X 0776-20-0651

E-mail [y-suzuki-x9@pref.fukui.lg.jp](mailto:y-suzuki-x9@pref.fukui.lg.jp)